

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画の評価・総括の概要について

1. 資源回復計画の取組状況

①概要

太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（平成15年3月10日公表）は、青森県から茨城県までの太平洋北部沖合海域における底魚資源全体の底上げを図っていくことを目的として、主に沖合底びき網漁業や小型機船底びき網漁業が利用している底魚類のうち、極端な資源の減少や小型魚の漁獲割合の多いサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ及びキアンコウの4魚種を資源回復のための重要魚種と位置づけ、関係者が保護区の設定、減船、漁具改良等の取組みを実施している。

実施期間は当初平成15～19年度までの5年間であったが、平成21年度まで2年間の延長をした後、平成22年3月の太平洋広域漁業調整委員会において更に2年間延長し、現在は平成15～23年度までの9年間としている。

また、資源回復計画の回復措置の有効性等を評価するため、資源管理関連情報の収集等のための調査、分析を行う「ポスト資源回復計画移行調査事業」を平成21年度と22年度の2年間実施した。

②目標値の達成状況

対象4魚種の目標値に対する達成状況は、サメガレイ、キチジ及びヤナギムシガレイの3魚種については目標値を達成している。

一方、キアンコウについては平成19年から漁獲量370トンを維持してきたが、平成22年の漁獲量は357トン、目標値に対して64%の達成率である。

2. 東日本大震災による影響

当該魚種のように産卵場および生育場が比較的沿岸にある種については、津波の影響による産卵場の破壊、育成場の環境悪化等により、再生産に悪影響がおよぶ可能性にも留意する必要がある。今後、長期的な資源状況の変化も想定されるため他の魚介類とともに、産卵場及び育成場となる沿岸域の環境や仔稚魚の分布状況を把握するための調査も必要と考えられる。

3. 資源回復計画の効果

①保護区

青森県沖の保護区については、ある程度の保護効果が期待できる。岩手県沖から房総沖の保護区については、保護区の設置により予想される漁獲量や努力量の削減効果は小さい。

②減船

必要なデータが不足しており、定量的な効果の実態把握は困難である。

③漁具の改良

ゴミや混獲物の減少による水揚物の品質向上や投棄される幼魚の減少がみられた。

4. 今後の課題・方向性

資源回復計画の総括に合わせて、将来資源の維持安定及び合理的な利用のために必要な定着でき得る取組みの分析・提案を実施する。

また、資源回復計画終了後の資源管理方法として、「資源管理指針・資源管理計画体制」へ移行し、提案を反映した取組について協議する。

